

○消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられている急速充電設備の基準

令和6年4月26日

笠消告示第7号

笠岡地区消防組合火災予防条例（昭和55年10月1日条例第2号）第15条の2第1項第1号に規定する消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられている急速充電設備の基準を次のとおり定める。

- 1 筐体は、不燃の金属材料で厚さがステンレス鋼板で2.0ミリメートル以上、又は鋼板で2.3ミリメートル以上であること。
- 2 安全装置（漏電遮断器）が設置されていること。
- 3 筐体の体積1立方メートルに対する内蔵可燃物量（電装基板等の可燃物の量）が約122キログラム以下であること。
- 4 蓄電池が内蔵されていないこと。
- 5 太陽光発電設備が接続されていないこと。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。